

北海道告示第 10928 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による令和2年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年7月16日

北海道知事 鈴木 直道

令和2年度の狩猟免許試験については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、1会場あたりの受験定数を制限して実施する。受験にあたっては、次の注意事項に留意すること。

なお、下記の日程に加えて試験を実施する場合は、改めて公表する。

注意事項

- ・至急に免許を必要としない場合は、次回以降の受験を検討すること。
- ・原則として、住所を有する市町村を管轄する（総合）振興局の会場で受験すること。
- ・受験を希望する（総合）振興局に必ず電話で事前予約を取ってから申請すること。事前予約することなく提出された申請書、また、事前予約をしても受付期間を過ぎて提出された申請書は受け付けない。これらの申請書は返送するものとする。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、申請書受付後でも試験を中止する可能性があること。

なお、その場合の申請手数料は還付するが、診断書等に係る費用等の返還はしないこと。

- ・試験当日は、マスクの着用のほか、手指の消毒など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力すること。

- ・試験当日、発熱や風邪の症状が見られる場合は受験を見合わせる。

なお、その場合は申請手数料の還付はしないものとする。

1 試験日時、時間、試験地及び受験定数

(1) 試験日時 令和2年8月23日（日）午前9時から

(2) 試験地 （総合）振興局名 会 場

空知総合振興局	岩見沢市8条西5丁目	北海道空知合同庁舎
石狩振興局	札幌市中央区北3条西7丁目	北海道庁別館庁舎
後志総合振興局	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	北海道後志合同庁舎
胆振総合振興局	室蘭市海岸町1丁目4-1	むろらん広域センタービル
日高振興局	浦河郡浦河町栄丘東通56	北海道日高合同庁舎
渡島総合振興局	函館市美原4丁目6-16	北海道渡島合同庁舎
檜山振興局	檜山郡江差町字陣屋町336-3	北海道檜山合同庁舎
上川総合振興局	旭川市永山6条19丁目1-1	北海道上川合同庁舎
留萌振興局	留萌市住之江町2丁目1-2	北海道留萌合同庁舎
オホーツク総合振興局	網走市北7条西3丁目	北海道オホーツク合同庁舎
十勝総合振興局	帯広市東3条南3丁目1	北海道十勝合同庁舎
釧路総合振興局	釧路市幣舞町4-28	釧路市生涯学習センター(まなぼっと)

根室振興局

根室市常盤町3丁目28 北海道根室合同庁舎

(3) 受験定数及び予約連絡先

(総合) 振興局名	定数	連絡先
空知総合振興局	25名	連絡先 0126-20-0043
石狩振興局	20名	連絡先 011-204-5824
後志総合振興局	20名	連絡先 0136-23-1354
胆振総合振興局	20名	連絡先 0143-24-9577
日高振興局	20名	連絡先 0146-22-9254
渡島総合振興局	40名	連絡先 0138-47-9439
檜山振興局	15名	連絡先 0139-52-6494
上川総合振興局	20名	連絡先 0166-46-5922
留萌振興局	20名	連絡先 0164-42-8436
オホーツク総合振興局	20名	連絡先 0152-41-0630
十勝総合振興局	30名	連絡先 0155-26-9028
釧路総合振興局	24名	連絡先 0154-43-9154
根室振興局	15名	連絡先 0153-23-6823

(4) 試験の種別 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

(5) 受付期間 令和2年7月27日(月)から8月7日(金)まで

電話での予約受付は上記日程のうち平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、消印が8月7日(金)まで、かつ8月11日(火)までに当該予約した(総合)振興局に到着したものに限り受け付ける。

また、各会場の予約が定数に達した時点で受付を打ち切り、その旨、随時HPで公表する。

2 受験資格

北海道内に住所を有する者(北海道内に住民登録をしている者)であって、次のいずれの要件にも該当しない者

(1) 試験実施日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次に掲げるものにかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

ウ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までに該当する者を除く。)

- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 3 試験の項目及びその一部免除
- (1) 試験の項目
- 適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。
- (2) 試験の項目の一部免除
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条第1項第1号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第2号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して1か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除する。
- 4 申請に必要な書類
- (1) 狩猟免許申請書 1 通
- (2) 北海道に住所を有することを証明する書類（住民票、運転免許証等の写し） 1 通
- (3) 2の(2)から(4)までの要件に該当しないことを証明する医師の診断書
- なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、診断書に代えて当該許可証の写し。 1 通
- (4) 顔写真（免許申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。） 1 葉
- (5) 受験票を送付するための返信用封筒（表面に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形封筒に、普通郵便での返信を希望する場合は郵便切手84円分を、速達郵便での返信を希望する場合は郵便切手374円分を貼付すること。） 1 通
- 5 試験場所及び狩猟免許申請書等の提出先
- (1) 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- (2) 提出先 受験を希望する試験地を所管する各総合振興局又は各振興局の保健環境部環境生活課
- 6 狩猟免許申請手数料等
- 5,200円（試験科目の一部を免除された者にあつては、3,900円）に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼付し、受験者の印章又は署名により消印すること。
- 7 受験票の交付
- 狩猟免許申請書を受理したときは、受験票を送付する。
- 8 その他
- 狩猟免許申請書の用紙は、各総合振興局又は各振興局保健環境部環境生活課へ請求すること（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

で請求する場合は、その封筒の表面左側に「狩猟免許申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。).